

宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業  
審査委員会設置要領

(目 的)

第1条 この要領は、「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業実施要綱第6条第2項の規定により、宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、申請者から提出された申請書等をもとに、次に掲げる事項について審議する。

「研究」

- (1) 地域社会における必要性
- (2) 実現性
- (3) 公益性又は先駆性・創造性
- (4) 収支計画の妥当性

「活動」

- (1) 計画の妥当性
- 2 その他本事業を実施するため必要な事項について審議する。

(組 織)

第3条 委員は、理事長が委嘱する。

- 2 外部の者を委員に委嘱することができる。
- 3 審査委員会は、5人以内で組織する。
- 4 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員長は、理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

この場合において、委員の代理出席は認めないものとする。

(審査委員会の庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和元年5月24日から施行する。